

台東区立学校園版
感染症予防ガイドライン
(新型コロナウイルス感染症)
【第5版】

令和3年4月1日

台東区教育委員会

目次

本ガイドラインについて	1
I 感染症対策に関する考え方について	2
1 新型コロナウイルス感染症について	2
2 行動基準について	3
II 学校園運営について	4
1 感染症予防策の徹底	4
2 教育活動の実施に当たっての対応	9
3 登校園の判断	17
4 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別への対処	19
5 心のケアについて	19
6 学校園行事等について	19
7 幼稚園・こども園において特に留意すべき事項	21
III 感染者等への対応について	22
1 感染者が発生した場合	22
2 濃厚接触又はPCR検査の実施を把握した場合（同居家族が感染した場合など）	23
3 区内感染者の発生状況を踏まえた措置	24
IV 参考	26
1 マスクの作成方法等	26
2 感染予防等	26
3 教育活動の実施等	26
4 子供たちの「学びの保障」	26

更新履歴

版	年月日	概 要
第1版	令和2年 5月22日	初版
第2版	令和2年 6月22日	全面改訂
第3版	令和2年 8月31日	I 1、II 1(1)、(2)、(4)、(5)、 2(1)、(4)、(5)、3(1)~(5)、 4(1)~(4)、III 1(1)、(2)、2 (1)、(2)、IVについて修正
第4版	令和2年11月11日	I 1、II 6(1)~(3)、IV3について 修正 「学校園行事等について(8月31日 時点)」、「教育委員会主催の行事等 について」、「学力調査、学期及び長期休 業日の取扱いについて」について削除
第5版	令和3年 4月1日	本ガイドラインについて、I 1、2、 II 1(2)、(4)、2(3)~(5)、 3(4)、(5)、4、6(1)、IV3につ いて修正 II 2(6)、6(4)、7、IIIに「濃厚 接触者とは」等を追加 「年間指導計画等の見直し」について 削除

本ガイドラインについて

本ガイドラインは、文部科学省作成の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」及び東京都教育委員会作成の「新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドライン」に基づき、台東区教育委員会として、学校園運営上取るべき感染症リスクを低減するための指針を示すものです。

学校園の教育活動を実施するに当たっては、新たなウイルスと共に生きていかなければならないという認識に立ち、感染症対策を講じながら、子供の健やかな学びを保障するということとの両立を図るため、学校園における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減しつつ、「新しい生活様式」を定着させていくことが必要です。

各学校園においては、本指針を参考に感染症対策に努めていただきますようお願いいたします。

本ガイドラインの対象期間は、台東区新型コロナウイルス感染症対策本部が設置されている期間とします。

なお、本指針は、今後の状況等を踏まえながら、必要に応じて改訂・追加する場合がありますので留意ください。

I 感染症対策に関する考え方について

1 新型コロナウイルス感染症について

新型コロナウイルス感染症が国内で発生してからこれまでの累積データによれば、10歳未満及び10代では、罹患率が他の年代と比べ低くなっており、これらの年代での発症割合、重症割合ともに小さいとされている。15歳未満の罹患率が最も高いインフルエンザとは、感染しやすい層の傾向が大きく異なる状況と考えられるが、本感染症は未だ不明な点も多く、引き続き十分注意する必要がある。

これまでの事例からみる限りでは、学校関係者に感染者がいたとしても、「台東区立学校園版感染症予防ガイドライン」にしたがって感染症対策を行っていた場合には、学校園内で感染が大きく広がるリスクを下げることができると考えられる。

感染症対策においては、一人一人の感染予防に関する行動が、自分の命を、家族を、大切な人を、社会を守ることにつながる。

学校園における教育活動の実施に当たっては、教職員、幼児・児童・生徒、その保護者、その他の学校園関係者などの全員が、この認識を共有していくことが重要である。

そうした共通認識の下で、手洗いや咳エチケット、換気の徹底といった基本的な感染症対策に加え、「3つの密」を徹底的に避けるために身体的・物理的距離を確保する（フィジカルディスタンス）など、学校園内外で「新しい生活様式」を徹底して実践するとともに、地域の感染状況を踏まえ、学習内容や活動内容を工夫しながら可能な限り、授業や部活動、各種行事等の教育活動を継続し、子供の健やかな学びを保障していくことが必要である。

そのため、学校園内外において、以下4つの対策を徹底して講じる必要がある。

- 以下の「3つの密（密閉・密集・密接）」を回避すること
 - ・ 換気の悪い密閉空間
 - ・ 多くの人が密集している状況
 - ・ 互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や共同行為
- ※ 特に、「3つの密」の条件が同時に重なる状況は必ず回避
- 正しい手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策
- 日頃の連絡体制を確認し、確実に連絡が行き渡る体制づくり
- 学校園医や学校園薬剤師等と連携した校園内保健管理体制の整備

「感染症基本行動3か条」

- ✓ 「3つの密」を徹底的に回避する。
- ✓ 正しいタイミングと正しい方法で手洗いをする。
- ✓ 咳エチケットを徹底する。

2 行動基準について

学校園における新型コロナウイルス感染症への対応を検討する際には、新型コロナウイルス感染症対策分科会の提言等を踏まえ、以下のような感染状況の段階に応じて行う。

「新しい生活様式」を踏まえた学校園の行動基準

感染状況の段階	身体的距離の確保	感染リスクの高い教科活動等	部活動等（自由意思の活動）
レベル3	できるだけ2m程度（最低1m）	行わない	行わない
レベル2	1mを目安に学級内で最大限の間隔を取る	リスクの低い活動を主に実施	個人や少人数でのリスクの低い活動を主に実施し、教職員等が活動状況の確認を徹底
レベル1	1mを目安に学級内で最大限の間隔を取る	十分な感染症対策を行った上で実施	十分な感染症対策を行った上で実施

レベル3…新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に基づく新型インフルエンザ等緊急事態宣言が東京都に発令され、国又は東京都教育委員会から臨時休業又は分散登校園等の要請等があった場合に、学校園において臨時休業又は分散登校園等が必要であると判断する段階

レベル2…緊急事態宣言が東京都に発令され、学校園において教育活動等の制限が必要であると判断する段階

レベル1…緊急事態解除宣言が東京都に発令され、学校園において十分な感染症対策を行うことで教育活動等を実施できると判断する段階

感染状況の段階については、台東区新型コロナウイルス感染症対策本部や台東保健所と相談の上、国の「緊急事態宣言」の状況、都内の感染動向を踏まえて、台東区教育委員会が判断する。

II 学校園運営について

1 感染症予防策の徹底

(1) 幼児・児童・生徒への指導

学校園は、幼児・児童・生徒に対し、以下の内容を指導すること。

ア 新型コロナウイルス感染症についての理解

幼児・児童・生徒が新型コロナウイルス感染症の予防について正しく理解し、休み時間や登下校（登降園）など教職員の目が届かない所でも適切な行動をとれるよう、発達段階を踏まえた指導を行う。また、疾病に対する抵抗力を高めるため、家庭における十分な睡眠、適度な運動、バランスのとれた食事を心掛けるよう指導すること。

感染者や濃厚接触者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為をしないこと、医療や社会生活を維持する業務の従事者等、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために最前線で尽力されている方々に感謝の念をもつことについて、発達段階に応じた指導を行う。

※ 新型コロナウイルス感染症の予防に関わる指導資料（文部科学省）

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08060506_00001.htm

イ 「3つの密」の徹底した回避

密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、密集場所（多くの人々が密集している）、密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や共同行為が行われる）という3つの条件が同時に重なる場を避けるよう、指導を徹底すること。

「3つの密」が同時に重ならない場合でも、幼児・児童・生徒同士の間隔は、おおむね1～2mの距離を確保し、対面とならないよう対策を講じること。



(出典：首相官邸HP)

ウ 正しいタイミングと正しい方法による手洗いの励行

家庭では、帰宅時や食事の前後、トイレ使用后、咳やくしゃみ・鼻をかんだ後、学校園では、登校園時や給食（昼食）前後、外で活動した後、体育の授業後、外遊びの後、トイレ使用后、咳やくしゃみをした後、鼻をかんだ後、教材を共用した後など、飛沫や接触による感染リスクが高まるタイミングにおいて、石けんを使用してよく泡立て、十分に水で流し、清潔なタオルやハンカチ、ペーパータオルでよく拭き取って乾かす手洗いを励行するよう指導すること。

学校園で手洗いをさせる際には、手洗い場所が密集・密接しないよう、手洗い場所付近に立ち位置を示すマーキングを行うことや、正しい手洗いを行う時間を確保できるよう、授業中や休み時間を問わず、トイレの使用や手洗いを時間差で行わせることなどの対策を講じること。

- ※ 手洗いをしていない状況では、接触感染防止のため、眼、鼻、口などに触れることを避けるよう指導する。
- ※ タオルやハンカチは共用せず、毎日交換したものを持参させ、清潔を保つよう指導する。
- ※ 手洗い場の数などで、正しいタイミングでの手洗いの励行が困難な場合でも、アルコールを含んだ手指消毒薬などを併用し、手指消毒の徹底に努めるよう指導する。
- ※ 映像資料「感染症予防のための正しい手洗い方法」（東京都）

https://www.youtube.com/watch?v=1ViN9C_BS-0

手洗いの6つのタイミング

正しい手の洗い方



(出典：首相官邸HP)

エ マスクの着用

外出から帰宅まで、また、登校園から下校又は降園（食事時や運動時、その他事情のある場合を除く。）まで、人と十分な距離を確保できないときには鼻と口を覆ってマスクを着用させること。

登校園時にマスクを忘れてきた場合や、校園内でマスクを汚してしまった場合などは、鼻や口をティッシュやハンカチで覆わせた上で、保健室等に保管している予備のマスクを着用させるなどを徹底すること。マスクを着用させることができない、やむを得ない場合には、ティッシュ・ハンカチや袖で口・鼻を覆わせるなど、咳エチケットを行うよう指導すること。

気温・湿度や暑さ指数が高い日には、熱中症などの健康被害が発生するおそれがあるため、熱中症への対応を優先させ、マスクを外すように指導するとともに、児童・生徒においては自身の判断でも適切に対応できるよう指導すること。その際、人と十分な距離を確保し、会話を控えることについても指導すること。また、授業等の前後や授業中に適宜水分を摂取させるなど、幼児・児童・生徒の健康状態に常に注意を払うこと。

なお、幼児・児童・生徒には、感染症対策用の持ち物として、一般的には次のものが必要となる。

「各自に必要な持ち物」

- ✓ 清潔なハンカチ・ティッシュ
- ✓ マスク
- ✓ マスクを置いたり、持ち運んだりするための清潔な布又はビニール袋等



※ 手作りマスクの作成方法（文部科学省）

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00460.html

※ 布製マスクの洗い方の動画（経済産業省、厚生労働省）

<https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200319009/20200319009.html>

(2) 幼児・児童・生徒と同居する保護者などへの依頼

- ア (1)の内容を保護者にも通知等により確実に伝達するとともに、家庭においても対策を徹底していただくよう依頼すること。
- イ 幼児・児童・生徒が感染する場合、家庭内感染であることが多いと言われており、幼児・児童・生徒と同様に家族も健康観察を実施していただくなど、家庭における感染症対策の徹底を依頼すること。また、レベル1の段階においても、国や東京都の要請等がある場合には、休日における不要不急の外出、仲の良い友人同士の家族間の行き来、家族ぐるみの交流による接触などを控えることについて家庭の協力を呼び掛ける。
- ウ 幼児・児童・生徒に発熱等の風邪の症状がある場合、登校園させずに自宅で休養させるように依頼すること。また、レベル3・レベル2の段階では、同居の家族に風邪症状が見られる場合も登校園させずに自宅で休養させるように依頼すること。
- エ 家庭で以下の事項について実施していただくよう依頼すること。
- ・ 毎朝の検温
 - ・ 検温結果と健康状態について健康観察票に記載
 - ・ 健康観察票において何らかの症状が見られる場合は無理をせず休養させる(症状については主治医等に相談すること。)
 - ・ マスクの準備と着用
- オ 校長は、幼児・児童・生徒に息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の症状のいずれかがある場合、あるいは同居の家族の中に新型コロナウイルスに感染した者がいる場合、幼児・児童・生徒が濃厚接触者である旨を把握した場合、PCR検査を受けることになった場合には、速やかに学校に知らせるよう、あらかじめ保護者に依頼すること。

(3) 教職員等の健康管理

- ア 教職員や講師、講話などを実施する外部の人材など(以下「教職員等」という)は、幼児・児童・生徒と密に接することから、正しいタイミングと正しい方法による手洗い、咳エチケットの励行や健康管理等の感染症対策を、一層徹底して実施すること。
- イ 教職員等は、毎朝自宅で検温を行い、適切な健康管理に努めるとともに、健康状態に不安がある教職員等は無理な出勤を避け、発熱等の風邪の症状が見られるときは自宅で休養したり、病院を受診したりすること。
- ウ 教職員等は、検温結果などから風邪症状がないことを確認の上、出勤時に「健康チェック票」に体温等を記録すること。
- エ 校長は、毎日、教職員等の健康状態について問題がないことを確認し、3週間は記録を保管すること。

オ 勤務時間外においても、「3つの密」が想定される場所、特に「3つの密」が同時に重なる場所を避けること。家族、同居者等も同様に認識していただき、行動自粛について徹底すること。

(4) 校園内環境の適切な管理

ア 昇降口付近や手洗い場、トイレ、教室など、校園内の適切な箇所に石けんなどを設置し、手指の衛生を保てる環境を整備すること。

イ 換気を行うため、教室のドアは常時開放することとし、授業中における窓開けなどの換気は、可能であれば常時、困難な場合はこまめに（30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する。）、2方向の窓を同時に開けて行うこと。また、エアコン使用時においても換気は必要である。なお、換気の程度は天気や教室の位置によって異なるため、必要に応じて学校園薬剤師と相談することも考えられる。

換気設備を設置している教室等では、常時、確実に換気設備を稼働させること。

上述の適切な換気を行いつつ、空調や衣服による温度調節、除湿器による湿度調節などの校園内環境管理の対策を講じること。

ウ 冬季においては、換気により室温を保つことが困難な場面が生じることから、室温低下による健康被害が生じないように、幼児・児童・生徒に暖かい服装を心掛けるようにさせ、学校園内での保温、防寒目的の衣服の着用について柔軟に対応すること。

エ 消毒は、感染源であるウイルスを死滅させ、減少させる効果はあるが、学校園生活の中で消毒によりウイルスを全て死滅させることは困難である。このため、一時的な消毒の効果を期待するよりも、清掃により清潔な空間を保ち、健康的な生活により幼児・児童・生徒の免疫力を高め、手洗いを徹底することが重要である。また、清掃活動とは別に、消毒作業を別途行うことは、感染者が発生した場合でなければ基本的には不要であるが、大勢がよく手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチ、窓枠、窓の鍵、蛇口のハンドルなど）は、1日1回、水拭きした後、消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭くことを推奨する。

オ 器具・用具や清掃道具など共用する物は、使用の都度消毒を行うのではなく、使用前後に手洗いを行うよう指導すること。

カ 幼児・児童・生徒に発熱等の風邪症状が見られた際に、保護者が迎えに来るなど安全に帰宅できるまでの間、学校園にとどまる場合があることから、他の者との接触を可能な限り避けられるよう、別室（臨時保健室等）を用意すること。

(5) 消毒の方法等について

ア 物の表面の消毒には、消毒用エタノール、家庭用洗剤（新型コロナウイルスに対する有効性が認められた界面活性剤を含むもの）、0.05%の次亜塩素酸ナトリウム水溶液、一定の条件を満たした次亜塩素酸水を使用する。それぞれ、経済産業省や厚生労働省等が公表している資料等や製品の取扱説明書等を基に、新型コロナウイルスに対する有効性や使用方法を確認して使用すること。また、学校園薬剤師等と連携することも重要である。

イ 消毒作業中に目、鼻、口、傷口などを触らないようにすること。

ウ 消毒する際には、換気を十分に行うこと。

エ 人がいる環境に、消毒や除菌効果をうたう商品を空間噴霧して使用することは、目、皮膚への付着や吸入による健康影響の恐れがあることから推奨されていない。

※ 効果が確認された界面活性剤が使われている洗剤のリスト（NITE ウェブサイト）
<https://www.nite.go.jp/information/osirasedetergentlist.html>

(6) 連絡体制・衛生管理の徹底

ア 保護者と日中に必ず連絡が取れるよう、連絡先を改めて確認し、家庭との連絡体制を整備すること。

イ 学校園医や学校園薬剤師との連携の下で、個別の学校園の施設の状況等に応じた必要な消毒対策を実施するなど、徹底した衛生環境の整備に努めること。

2 教育活動の実施に当たっての対応

(1) 教育活動を実施する上で必要な感染症対策

「1 感染症予防策の徹底」に示した基本的な感染症予防策を継続して実施するとともに、在校園時間全般にわたって幼児・児童・生徒の健康状態に注意を払い、必要に応じて検温するなど、健康観察を丁寧に行うこと。

また、以下の事項に留意すること。

ア 登校園時の健康状態の把握

学校園は、幼児・児童・生徒に対して、毎朝、自宅で検温するよう指示し、登校園時（レベル3・レベル2の段階では、校舎に入る前）に健康観察票を提出させることにより、幼児・児童・生徒の健康状態を登校園時点に確認すること。

なお、家族内に濃厚接触者又は健康観察者がいる場合や、幼児・児童・生徒に発熱等の風邪の症状や腹痛、下痢などの胃腸炎が見られる場合は、原則として自宅で休養するよう指導すること。

登校園時に健康観察票等により健康状態を確認できなかった幼児・児童・生徒については、直ちに別室等で検温するとともに、風邪の症状などを確認すること。

イ 幼児・児童・生徒が体調不良を訴えた場合への準備

校長は、感染症が疑われる幼児・児童・生徒の発生時における校園内の連絡協力体制をあらかじめ決めておく。

ウ 幼児・児童・生徒が体調不良を訴えた場合の対応

養護教諭をはじめ教職員等は、体調不良者の状態を確認し、管理職と連携しながら、必要な対応について判断する。

感染症が疑われる幼児・児童・生徒については別室で対応し、感染拡大防止のため、対応に当たる教職員等を限定する。対応に当たる教職員等は、自身や当該幼児・児童・生徒が正しくマスクを着用しているかを確認し、当該幼児・児童・生徒と共に手洗いした上で、別室へ移動する。また、他の幼児・児童・生徒と寝具やタオル等を共有しないようにする。対応後も、教職員等は手洗いを徹底する。

例)個室を複数準備する、同室内で2m以上の距離を確保する、パーテーション等で区切る 等
体液に触れる処置が必要な場合は、必要な感染予防策（ゴム手袋やフェイスシールド等）をとって対応し、処置前後の手洗いを徹底する。

感染症が疑われる幼児・児童・生徒は、速やかに保護者に連絡した上で下校（降園）させる。下校（降園）方法については保護者と相談する。

下校（降園）するまで定期的に健康状態を確認する。下校（降園）後の医療機関の受診を勧め、家庭内での注意事項について資料を渡して伝える。登校園の再開については、主治医や学校園医と相談する。

※ 家庭内でご注意いただきたいこと～8つのポイント～（厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000601721.pdf>

下校（降園）後は、当該幼児・児童・生徒が手を触れたと思われる箇所を消毒するとともに、部屋の換気を十分に行う。

エ ごみの分別

咳エチケットで出たごみ（鼻をかんだティッシュ等）を捨てる専用のごみ箱を準備する。

ごみ箱にポリ袋をかぶせ、中のごみの量は8分目までとする。中のごみをまとめるときは、中身に直接触れないようにしっかりと縛り、燃えるごみに出す。ごみ箱の処理をした後は、流水と石けんで手を洗う。

(2) 感染状況の段階に応じた教育活動の実施

「I 2 行動基準について」において示した感染状況の段階に応じた学校園の教育活動の実施に当たっては、子供の学びの保障を図るため、校園内における新型コロナウイルス感染症予防策を徹底した上で、次の考え方に基づき実施可能な教育活動を段階的に実施する。

- 幼児・児童・生徒一人一人が新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識を身に付けるとともに、自ら判断し、感染を防ぐ行動をとることができるよう、発達段階に応じた指導を行う。
- 知・徳・体をバランスよく組み合わせた教育活動を実施する。
- 学校は、児童・生徒がこれまで行った家庭での学習内容の定着を確認した上で、今後の学校での指導や家庭学習を実施する。
- 新型コロナウイルス感染症の再流行に備え、学校におけるオンライン学習（動画配信の視聴等）の充実に取り組むとともに、登校による学習とオンライン学習（動画配信の視聴等）等による家庭学習を組み合わせて実施することも考えていく。

（3）出欠の扱い等について

ア 学校の全部を休業とする場合

学校の全部を休業とする場合、任意の登校日は指導要録上の「授業日数」には含まないものとして取り扱うこと。

その際、任意の登校日における学習活動について、「新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒の学習指導について」（令和2年4月10日付文部科学省初等中等教育局長通知。以下「学習指導通知」という。）の2（2）と同様に、学習評価に反映することができる。なお、登校しなかった児童・生徒に対しては、個別に学習指導や学習状況の把握を行うなど、不利益に取り扱われることのないよう配慮すること。

また、任意の登校日における学習活動について、学習指導通知の4と同様に、一定の要件を満たす場合には、学校の再開後に再度授業において取り扱わないこととすることができる。

なお、一部の児童・生徒への学習の定着が不十分である場合には、別途、個別に補習等を実施する。

イ 学校の一部を休業とする場合

学校の一部を休業とする場合、最終学年等の児童・生徒を優先させて登校させ、その他の児童・生徒は休業とすることなどが考えられるが、児童・生徒の出欠の扱いについては、以下のとおりとする。

- ・ 学年の全部を休業とした日数は「授業日数」には含めない
- ・ 学年の一部を休業とした日数は「授業日数」に含め、授業のある児童・生徒については出欠を記録するとともに、授業のない児童・生徒については、「出席停止・忌引等の日数」として記録する

なお、出欠を記録する際には、学習指導通知の3（2）に示したとおり、やむを得ず学校に登校できない児童・生徒への必要な配慮を行うこと。

(4) 感染状況の段階に応じた学校園運営上の留意点

(感染状況の段階については、P. 3「I 2 行動基準について」参照)

ア 感染リスクを抑えた登校園の実施

登下校（登降園）時に校門や玄関口等での密集が起こらないよう時間帯を分散させることや、登下校（登降園）中に密接とならないよう指導することなどの工夫を行う。その際、特に通学に不慣れな小学校第1学年の安全に十分注意すること。

公共交通機関を利用する場合は、「マスクの着用」、「乗車中の会話は慎む」といった飛沫感染対策を行うほか、「降車後（難しい場合は、登校後又は帰宅後）は速やかに手を洗う」、「顔をできるだけ触らない」といった接触感染対策を行うなど、基本的な感染症対策を徹底する。

【レベル3段階】

校園内での密集を避けるため、登校園する幼児・児童・生徒の数、登校園する日数及び在校園時間を制限した分散登校園を実施する。

その際、進路の指導の配慮が必要な最終学年の児童・生徒が優先的に学習活動を実施できるように配慮する。

また、帰宅後には不要不急の外出を行わないよう指導すること。

【レベル2段階】

校門や玄関口等での密集を避けるため、登下校（登降園）の時間帯を学年や学級ごとにずらすなどの工夫を行う。

また、帰宅後には不要不急の外出を行わないよう指導すること。

【レベル1段階】

校門や玄関口等での密集を避けるため、登下校（登降園）の時間帯を学年や学級ごとにずらすなどの工夫を行う。

イ 教室等における密集の回避

(ア) 幼稚園・こども園

【レベル3段階】

保育室においては、幼児の在室を10人程度にとどめ、幼児同士の間隔をおおむね1m確保する。その際、幼児が遊びたくなる拠点の分散、幼児同士が向かい合わないような遊具等の配置の工夫や教師の援助を行うこと。ただし、幼児期における教育の特性及び発達段階を考慮し、遊びの中で幼児同士が関わる場面无理に回避する必要はない。

【レベル2段階・レベル1段階】

保育室においては、幼児同士の間隔をおおむね1m確保する。その際、幼児が遊びたくなる拠点の分散、幼児同士が向かい合わないような遊具等の配置の工夫や教師の援助を行うこと。ただし、園における生活の特性及び幼児期の発達の段階を考慮し、遊びの中で幼児同士が関わる場面无理に回避する必要はない。

(イ) 小・中学校

【レベル3段階】

普通教室においては、児童・生徒の在室を20人程度にとどめ、児童・生徒同士の間隔をおおむね1～2m確保する。会話をする際には、可能な限り真正面とならないよう留意する。

その他の教室については、床面積に応じて、普通教室に準じて判断する。

【レベル2段階・レベル1段階】

普通教室においては、児童・生徒同士の間隔を1mを目安に教室内で最大限確保する（1mの確保が難しい場合は、できるだけ距離を離すこと。）。会話をする際には、可能な限り真正面とならないよう留意する。

その他の教室については、床面積に応じて、普通教室に準じて判断する。

ウ 職員室等における感染症対策

職員室等における勤務については、他者との間隔をおおむね1～2m確保できるようにし、会話の際は、可能な限り真正面を避けるようにする。職員室内で十分なスペースを確保できない場合は、教室等を活用して教職員等が分散勤務をすることも考えられる。

会議等を行う際は、換気をしつつ広い部屋で、最少の人数で短時間で行うなどの工夫をするとともに、校務支援システムの掲示板機能等を活用すること。

(5) 感染状況の段階に応じた教育活動上の留意点

教職員及び幼児・児童・生徒は、マスクの着用を基本とし、感染症対策に努める。

ア 各教科等の指導

各教科等における「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い活動」として、以下のような活動が挙げられる（「★」はこの中でも特にリスクが高いもの）。

(ア) 各教科等共通

- ・ 幼児・児童・生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等
- ・ 近距離で一斉に大きな声で話す活動（★）

(イ) 理科

- ・ 児童・生徒同士が近距離で活動する実験や観察

(ウ) 音楽科

- ・ 室内で児童・生徒が近距離で行う合唱（★）
- ・ リコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏（★）

(エ) 図画工作科、美術科

- ・ 児童・生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動

(オ) 家庭科

- ・ 児童・生徒同士が近距離で活動する調理実習（★）

(カ) 体育科、保健体育科

- ・ 児童・生徒が密集する運動（★）
- ・ 近距離で組み合ったり接触したりする運動（★）

【レベル3段階】

上記の「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い活動」は、「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い」ことから、行わないようにする。

十分な感染症対策を行った上で、以下の活動を実施する。

- ・ 一定の距離を保ち、同じ方向を向いて行う活動
- ・ 声量を落として、静かに話す(聴く)又はハンドサインで表現する活動 など

【レベル2段階】

上記の「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い活動」は、可能な限り感染症対策を行った上で、(★)を付していない活動を主に実施する。すなわち、これらの活動における児童・生徒の「接触」、「密集」、「近距離での活動」、「向かい合っただけの発声」について、可能なものは避け、一定の距離を保ち、同じ方向を向くようにし、また回数や時間を絞るなどして実施する。この場合にも、(★)を付した活動については特に感染のリスクが高いことから、行わないようにする。

その際、以下の点にも留意する。

- ・ 器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後の手洗いを行わせるとともに、児童・生徒間での使い回しは極力避けること。
- ・ 児童・生徒が対面で着席したり、顔を寄せ合ったりすることのないよう、グループの人数や座席配置を工夫すること。
- ・ 体育科、保健体育科の授業は、可能な限り屋外で実施する。体育館など屋内で実施する場合は、特に呼気が激しくなるような運動は避けること。
- ・ 体育科、保健体育科の授業における運動時、マスクの着用は必要ないが、感染のリスクを避けるために、児童・生徒の間隔を十分に取るとともに、授業前後における着替えや片付けなど、運動を行っていない際は、可能な限りマスクを着用すること。また、呼気が激しくならない軽度な運動の際は、マスクの着用も考えられる。

【レベル1段階】

上記の「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い活動」は、可能な限り感染症対策を行った上で、実施する。その際には、レベル2段階における留意事項も、可能な範囲で参照する。

なお、特別支援学級等における自立活動については、教師と児童・生徒や児童・生徒同士が接触するなど、感染のリスクが高い学習活動も考えられる。個別の指導計画に基づく自立活動の一つ一つの具体的な指導内容について、実施の可否や代替できる指導内容について検討するなど見直し等を行い、適切な配慮を行った上で実施すること。

イ 全校朝礼、各種集会（始業式、終業式を含む。）

【レベル3段階】

放送設備等を活用し、各教室で実施する。

【レベル2段階】

放送設備等を活用し、各教室で実施する。

ただし、十分な換気及び児童・生徒同士の間隔（おおむね1～2m）の確保が可能かつ密集及び密接を避けた安全な移動が可能な場合は、1学年の幼児・児童・生徒のみで教室以外の場所での実施も可とする。

【レベル1段階】

十分な換気を行い、幼児・児童・生徒同士の間隔をおおむね1～2m確保するなどの感染症対策を行うとともに、内容を精選し、全体の時間が長くないよう配慮して実施する。

ウ 給食及び昼食

学校給食を実施するに当たっては、「学校給食衛生管理基準」に基づいた調理作業や配食等を行うように改めて徹底すること。給食の配食を行う児童・生徒及び教職員は、下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状の有無、衛生的な服装をしているか、手指は確実に洗浄したか等、給食当番活動が可能であるかを毎日点検し、適切でないと思われる場合は給食当番を代えるなどの対応をとる。

また、幼児・児童・生徒全員の食事前の手洗いを徹底する。喫食に当たっては、飛沫を飛ばさないよう、机を向かい合わせにしない、又は会話を控えるなどの対応をとる。

【レベル3段階】

配膳の過程での感染防止のため、配膳の過程を省略できる品数の少ない献立（例えば、主菜と具沢山の汁物等）として、適切な栄養摂取ができるようにするなどの工夫を行う。

【レベル2段階】

衛生管理を徹底した上で、通常の学校給食の提供方法に段階的に戻していく。

【レベル1段階】

衛生管理を徹底した上で、通常の学校給食の提供方法を開始する。

エ 学校図書館

感染症対策を行った上で、貸出機能は可能な限り維持するようにする。その際、入館可能人数を制限したり、入館可能時間を学年や学級等ごとに設定したりするなどの対応をとる。

また、椅子の配置を互い違いにするなど工夫するとともに、書架等で閲覧した本を棚には戻さずに返却台に置くなどの対応をとる。

【レベル3段階】

学校図書館での授業の実施及び読み聞かせ活動の実施については、行わないようにする。

【レベル2段階】

学校図書館での授業の実施及び読み聞かせ活動の実施については、学級を分散するなど少人数で行うようにする。

【レベル1段階】

可能な限り感染症対策を行った上で、新しい生活様式に基づく学校図書館運営を開始する。

オ 休み時間

休み時間中、教職員が確認できる範囲外で児童・生徒が行動する状況も考えられるため、児童・生徒自らが適切な行動をとれるよう、感染症対策の考え方を十分理解させるとともに、休み時間中の行動についてルールを設定するなど、指導の工夫を行う。

【レベル3段階・レベル2段階】

トイレについては、混雑しないよう動線を示すなどの工夫を行う。また、廊下で滞留しないよう、私語を慎むなどの指導の工夫を行う。

【レベル1段階】

上記のレベル2以上の段階の取組を踏まえ、段階的に制限を緩和するとともに、会話をする際にも、一定程度距離を保つこと、互いの体が接触するような遊びは行わないよう指導する。

カ 清掃活動

十分な換気を行った上で、マスクを着用して行い、終了後は、必ず流水と石けん等を使用して手洗いを行うよう指導する。

床は、通常のコleaning活動の範囲で対応し、特別な消毒作業の必要はない。机、椅子についても、特別な消毒作業は必要ないが、衛生環境を良好に保つ観点から、清掃活動において、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことも考えられる。

トイレや洗面所は、家庭用洗剤を用いて通常のコleaning活動の範囲で清掃し、特別な消毒作業の必要はない。

キ 児童会・クラブ活動・生徒会活動

委員会活動及びクラブ活動は、活動内容や協議事項を精選し、短時間又は少ない回数で行えるように工夫する。

生徒総会は、(5)イに準ずる。

ク 部活動（小学校の同様な活動を含む。）

児童・生徒の健康・安全の確保のため、教職員や部活動指導員が、地域の感染状況や児童・生徒の体力、健康状況を考慮し、実施内容や方法を工夫する。

活動場所については、地域の感染状況にもよるが、可能な限り屋外で実施することが望ましい。体育館など屋内で活動する場合は、こまめな換気や手洗いを徹底し、より短時間で効果的な活動を行えるように工夫する。

器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後の手洗いを行わせること。

更衣室を使用する際は、定期的に換気するとともに短時間の利用とし、児童・生徒が密集した状態とならないよう工夫する。

活動を実施するに当たっては、活動内容に応じて「ア 各教科等の指導」の内容を参照すること。

【レベル3段階】

感染症対策を講じてもおお感染のリスクが高いことから、行わないようにする。

【レベル2段階】

可能な限り感染症対策を行った上で、個人や少人数でできる感染のリスクが低い活動を主に実施するようにする。

密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動の実施は控えるようにする。

授業日のみの実施とし、対外試合等、多数の児童・生徒が集まる場への参加は自粛する。

【レベル1段階】

可能な限り感染症対策を行った上で、通常の活動を行う。

ケ 特別支援学級における身体的距離の確保

教室内では、児童・生徒間の距離を適切に確保できるように努めるとともに、児童・生徒が対面とならないような座席配置を工夫する。

指導のために、児童・生徒と近距離で接する場合や、対面での指導が必要な場面では、マスクの着用などの基本的な感染症対策を徹底する。

（6）その他

国又は東京都教育委員会から感染症対策に関する要請等があった場合には、必要に応じて各学校園に別途通知するので、教育活動の実施に当たり適切に対応すること。

3 登校園の判断

(1) 医療的ケアが日常的に必要な幼児・児童・生徒について

ア 医療的ケアが日常的に必要な幼児・児童・生徒が在籍する学校園においては、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校園医・医療的ケア指導医に相談の上、当該幼児・児童・生徒の状態等に基づき個別に登校園の判断をする。

イ 基礎疾患等があることにより重症化のリスクが高い幼児・児童・生徒についても、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校園医に相談の上、個別に登校園の判断をする。

ウ 登校園すべきでないと判断した場合、出欠の扱いは「非常変災等幼児・児童・生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで校園長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う。指導要録上「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行い、備考欄に事由等を記載する。

(2) 海外から帰国した幼児・児童・生徒について

ア 国や地域を問わず、海外から帰国した幼児・児童・生徒については、入国の翌日から起算して14日間は、自宅等で不要不急の外出を避け、待機することが要請されている。

イ この場合の出欠の扱いは「学校保健安全法第19条による出席停止」又は「非常変災等幼児・児童・生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで校園長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う。指導要録上「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行い、備考欄に事由等を記載する。

(3) 幼児・児童・生徒の感染が判明した場合又は幼児・児童・生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合（詳細については、「Ⅲ 感染者等への対応について」参照）

各学校園において、当該幼児・児童・生徒に対し、「学校保健安全法第19条に基づく出席停止」の措置をとること。指導要録上「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行い、備考欄に事由等を記載する。なお、後者の場合において、出席停止の措置をとる場合の出席停止の期間は、原則として感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して14日間とする。

(4) 幼児・児童・生徒又はレベル3・レベル2の段階において同居の家族に発熱等の風邪の症状がみられる場合

各学校園において、当該幼児・児童・生徒に対し、「学校保健安全法第19条に基づく出席停止」の措置をとること。指導要録上「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行い、備考欄に事由等を記載する。

(5) 保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった場合

都内における感染経路の分からない患者が急激に増えており、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、他に手段がないなど、合理的な理由があると校長が判断する場合には、指導要録上「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行い、備考欄に事由等を記載する。

その判断に当たっては、特に小中学生は就学義務も踏まえ、児童・生徒の学びが保障されるよう配慮することが重要である。

4 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別への対処

感染者、濃厚接触者とその家族、この感染者の対策や治療に当たる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為は断じて許されないものであり、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、このような偏見や差別が生じないように、発達段階に応じた指導を行う。

指導に当たっては、文部科学省発行の「新型コロナウイルス感染症の予防～子供たちが正しく理解し、実践できることを目指して～」や東京都教職員研修センター研修部教育開発課発行の「新型コロナウイルス感染症に関連する偏見や差別意識の解消を図る指導資料」を活用するなど工夫すること。

5 心のケアについて

学校園においては、学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察やアンケート調査等から、幼児・児童・生徒の状況を的確に把握し、健康相談等の実施やスクールカウンセラー等による支援を行うなどして、校長のリーダーシップの下、教員だけでなく、様々な専門スタッフ、関係機関等と連携協力し、組織的な支援体制を整え、心の健康問題に適切に取り組むこと。

また、自殺予防や新たな不登校を生じさせないためにも、悩みを抱える幼児・児童・生徒の早期発見・早期対応を組織的に行うとともに、保護者に対して家庭における幼児・児童・生徒の見守りを行っていただくよう促すこと。

特に、要保護児童については、児童虐待防止を念頭に置き、当該幼児・児童・生徒の状況を十分に把握し、必要に応じて関係機関と緊密に連携し、必要な支援を行うこと。

6 学校園行事等について

(1) 実施する場合の留意点

区が主催する行事、各学校園で開催する行事等の実施の可否を決める際は幼児・児童・生徒の安全が確保できることを前提とし、行事等の教育的価値について十分に検討すること。実施する場合の留意点は以下のとおりとする。

ア 宿泊を伴ったり、都外へ移動したりするような行事等

学校園は教育委員会と協議の上、実施の可否を決定する。

なお、実施する際は、本ガイドラインの感染症対策を参照するとともに、一般財団法人日本旅行業協会等が作成した「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き」等を参考にしつつ、旅行事業者等と連携して、それぞれの実情に応じて実施すること。

※ 旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き(一般社団法人 日本旅行業協会)

https://www.jata-net.or.jp/virus/pdf/2020_domesticchoolexcursionguide.pdf

イ 屋内外を問わず校外施設で実施をする行事等

「3つの密」にならないような計画の下で実施すること。その際、当該校外施設及び公共交通機関、貸切りバス等における感染症対策の状況等について十分に確認しておくこと。

※ 貸切りバスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン(貸切りバス旅行連絡会)

http://www.jata-net.or.jp/virus/2006_charterbusguideline.html

ウ その他の行事等(外部人材を招いての講演、講話、研修等を含む。)

「3つの密」にならないような計画の下で実施すること。

(2) 健康診断

健康診断の実施は、学校保健安全法に定められているものであり、幼児・児童・生徒の健康状態を把握するために実施する必要があります。「3つの密」が同時に重ならないよう、日程を分けて実施するなどの工夫の他、例えば、以下のようなことが考えられる。

- ・ 幼児・児童・生徒及び健康診断に関わる教職員全員が、事前の手洗いや咳エチケット等を徹底すること
- ・ 部屋の適切な換気に努めること
- ・ 密集しないよう、部屋には一度に多くの人数を入れないようにし、整列させる際には1～2mの間隔を空けること
- ・ 会話や発声を控えるよう幼児・児童・生徒に徹底すること

また、検査に必要な器具等を適切に消毒すること。健康診断の実施時期の判断や実施の方法等については、学校園医、学校園歯科医、関係機関等と十分連携し、共通理解を図っておくこと。

(3) 保護者会等

- ア 保護者会等を実施する場合は、あらかじめ当日説明する内容を文書等で保護者や関係者等に伝え、短時間で開催する。
- イ 開催の際は、会場当たりの参加人数に配慮し、座席の間隔を空け、十分な換気を行うなど、「3つの密」を避けること。
- ウ 家庭訪問は、各学校で時期を適切に設定して実施する。ただし、実施が困難な場合には、個人面談等に替えることも可とする。

(4) その他

国又は東京都教育委員会から感染症対策に関する要請等があった場合には、必要に応じて各学校園に別途通知するので、学校園行事等の実施に当たり適切に対応すること。

7 幼稚園・こども園において特に留意すべき事項について

(1) 幼児期には身体諸機能が発達していくとともに、依存から自立へと向かう時期であることから、

- ・ 幼児が自ら正しいマスクの着用、適切な手洗いの実施、物品の衛生的な取扱い等の基本的な衛生対策を十分に行うことは難しいため、大人が援助や配慮をするとともに、幼児自身が自分でできるようになっていくために十分な時間を確保すること。なお、幼児が、マスク着用によって息苦しくないかどうかについて、教職員は十分に注意すること。また、本人の調子が悪い場合や、持続的なマスクの着用が難しい場合は、無理して着用させる必要はないこと。
 - ・ 幼児が感染症予防の必要性を理解できるよう説明を工夫すること。
- 等の配慮等が考えられる。

(2) 幼稚園・こども園は遊びを通しての総合的な指導を行っており、他の幼児との接触や遊具等の共有等が生じやすいことから、

- ・ 幼稚園教育では、幼児の興味や関心に応じた遊びを重視しているが、感染リスクを踏まえ、幼児が遊びたくなる拠点の分散、幼児同士が向かい合わないような遊具等の配置の工夫や教師の援助を行うこと。
- ・ 時間割がなく、幼児が主体的に様々な場所で活動している実態を踏まえ、適時、手洗いや手指の消毒ができるよう配慮すること。
- ・ 幼児が遊びを楽しみつつも、接触等を減らすことができるよう、遊び方を工夫すること。
- ・ 幼児が歌を歌う際にはできる限り一人一人の間隔を空け、人がいる方向に口が向かないようにすること。

等の指導上の工夫・配慮等が考えられる。

(3) 登降園の送り迎えは、保護者同士が密集・密接しないように配慮するとともに、教職員と保護者間の連絡事項は掲示板を活用するなどして会話を減らす工夫をすること。

なお、こども園については、3歳未満の園児が在籍することから、「台東区立保育園版感染症予防ガイドライン（新型コロナウイルス感染症）」の内容についても参考とすること。

III 感染者等への対応について

1 感染者が発生した場合

(1) 感染者が幼児・児童・生徒の場合

- ア 校 園 長 は、当 該 幼 児 ・ 児 童 ・ 生 徒 に つ い て、治 癒 す る ま で の 間、出 席 停 止 と す る。
- イ 校 園 長 は、「学 校 に お け る 幼 児 児 童 生 徒 の 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 状 況 調 査 票」に 必 要 事 項 を 記 載 の 上、学 務 課 保 健 給 食 係 に 報 告 す る。
- ウ 台 東 区 教 育 委 員 会 は、学 校 保 健 安 全 法 第 2 0 条 に 基 づ き、原 則 と し て、当 該 幼 児 ・ 児 童 ・ 生 徒 が 通 う 学 校 園 全 体 に つ い て、当 該 幼 児 ・ 児 童 ・ 生 徒 の 陽 性 が 発 覚 し た 日 の 翌 日 か ら 3 日 間（土 日 祝 日 を 除 く 3 日 間）を 目 安 に 臨 時 休 業 を 行 う。
- エ 上 記 臨 時 休 業 期 間 中 に、保 健 所 は 積 極 的 疫 学 調 査 の 中 で 濃 厚 接 触 者 を 特 定 し、そ の 者 に 対 し 健 康 観 察 を 行 う。校 園 長 は 保 健 所 に よ る 消 毒 範 囲 の 指 示 ・ 指 導 の 下、臨 時 休 業 期 間 中 に 当 該 幼 児 ・ 児 童 ・ 生 徒 の 行 動 範 囲 等 を 考 慮 し て、校 園 内 の 消 毒 を 行 う。

感染者が発生した場合の消毒については、保健所、学校園薬剤師等と連携して行いますが、必ずしも専門業者を入れて行う必要はなく、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品を、消毒用エタノール又は0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液により消毒します。なお、濃厚接触者が触った物品に対する消毒は不要とされています。トイレについては、消毒用エタノール又は0.1%次亜塩素酸ナトリウム消毒液を使用して消毒します。

- オ 保 健 所 に よ る 調 査 の 結 果、濃 厚 接 触 者 と な ら な か っ た 幼 児 ・ 児 童 ・ 生 徒 は、臨 時 休 業 期 間 終 了 後 か ら、通 常 登 校 園 と す る。な お、濃 厚 接 触 者 と な ら な か っ た 教 職 員 は、臨 時 休 業 期 間 中 も 通 常 勤 務 と す る。
- カ 保 健 所 に よ る 調 査 の 結 果、濃 厚 接 触 者 と さ れ た 者 は、原 則 と し て 当 該 幼 児 ・ 児 童 ・ 生 徒 と 最 後 に 接 触 し た 日（当 該 幼 児 ・ 児 童 ・ 生 徒 が 最 後 に 登 校 園 し た 日 等）の 翌 日 か ら 1 4 日 間 出 席 停 止 と し、自 宅 待 機 と す る（濃 厚 接 触 者 の 範 囲 が ク ラ ス 単 位 の 場 合 は 学 級 閉 鎖、学 年 単 位 の 場 合 は 学 年 閉 鎖 等 と な る。）。な お、濃 厚 接 触 者 が 教 職 員 で あ る 場 合 に は、原 則 と し て 当 該 幼 児 ・ 児 童 ・ 生 徒 と 最 後 に 接 触 し た 日（当 該 幼 児 ・ 児 童 ・ 生 徒 が 最 後 に 登 校 園 し た 日 等）の 翌 日 か ら 1 4 日 間 出 勤 さ せ ない 扱 い と す る。そ の 際 の 服 務 の 取 扱 い は、「事 故 欠 勤」と す る。
- キ 濃 厚 接 触 者 と さ れ た 者 は、出 席 停 止 又 は 出 勤 さ せ ない 期 間（当 該 幼 児 ・ 児 童 ・ 生 徒 と 最 後 に 接 触 し た 日（当 該 幼 児 ・ 児 童 ・ 生 徒 が 最 後 に 登 校 園 し た 日 等）の 翌 日 か ら の 1 4 日 間）経 過 後、健 康 状 態 に 問 題 が な け れ ば、通 常 登 校 園 又 は 通 常 勤 務 と す る。
- ク 学 校 園 は、区 の 関 係 部 署 と 協 議 を 行 い、プ ラ イ バ シ ー に 配 慮 し た 上 で、保 護 者 に 対 し て 説 明 文 書 を 配 布 す る。

ケ 保健所等と相談の上、当該幼児・児童・生徒の症状の有無、学校園内における活動の様態、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を確認しつつ、これらの点を総合的に考慮し、臨時休業の実施の有無、規模及び期間について、別途判断する場合がある。

(2) 感染者が教職員の場合

校園長は当該教職員については、治癒するまでの間、出勤させない扱いとする。その際のサービスの取扱いは、「年次休暇」又は「病気休暇」とする。また、校園長は、「学校における教職員の新型コロナウイルス状況調査票」に必要事項を記載の上、庶務課長に報告する。

なお、以降の対応については、「1 (1) 感染者が幼児・児童・生徒の場合」のウからケまでと同様の取扱いとする。

(3) その他

学校保健安全法第20条により臨時休業となった場合に備え、児童・生徒が家庭で学習が進められるよう、事前に問題集やプリント類等の教材の準備を行っていくこと。

また、臨時休業中の児童・生徒への学習支援として、ICT等を積極的に活用すること。

2 濃厚接触又はPCR検査の実施を把握した場合（同居家族が感染した場合など）

(1) 濃厚接触者又はPCR検査を受けた者が幼児・児童・生徒の場合

ア 校園長は、幼児・児童・生徒の同居の家族の中に感染した者がいるなど、当該幼児・児童・生徒が濃厚接触者である旨を把握した場合又は幼児・児童・生徒がPCR検査を受けたことを把握した場合には、速やかに学校園に知らせるよう、事前に保護者に依頼しておくこと。

イ 校園長は、保護者や幼児・児童・生徒から濃厚接触者である旨の情報を得た場合又は幼児・児童・生徒がPCR検査を受けたことを把握した場合には、保健所に濃厚接触者又はPCR検査を受けた者に対する今後の対応を確認した上で、感染の有無等、状況が明らかになるまでの間、当該幼児・児童・生徒に対して出席停止の措置を行うこと。

ウ 校園長は、「学校における幼児児童生徒の新型コロナウイルス状況調査票」に必要事項を記載の上、学務課保健給食係に報告する。

エ 台東区教育委員会は、校園長からの報告を受けた際、原則として臨時休業は実施しないが、必要に応じて、保健所から学校園にされる助言等を参考に、臨時休業の実施を検討する場合がある。

オ 学校園は、必要に応じて、保健所の指示に従い、他の幼児・児童・生徒の健康観察を行う。

(2) 濃厚接触者又は感染の疑いによりPCR検査を受けた者が教職員の場合

- ア 校園長は、教職員が同居する家族の中に感染した者がいるなど、当該教職員が濃厚接触者である旨を把握した場合又は教職員が感染の疑いによりPCR検査を受けたことを把握した場合には、当該教職員の居住地域を所管する保健所に、濃厚接触者又はPCR検査を受けた者に対する今後の対応を確認した上で、感染の有無等、状況が明らかになるまでの間、出勤させない扱いとする。その際のサービスの取扱いは、「事故欠勤」とする。
- イ 校園長は、「学校における教職員の新型コロナウイルス状況調査」票に必要事項を記載の上、庶務課長に報告する。
- ウ なお、以降の対応については、「2(1)濃厚接触者又はPCR検査を受けた者が幼児・児童・生徒の場合」エからオまでと同様の取扱いとする。

3 区内感染者の発生状況を踏まえた措置

特定の地域におけるクラスターの発生状況や都内の患者の発生状況等によっては、一部又は全ての学校園において休業措置を行う場合がある。

「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」より

○ 濃厚接触者とは

患者(無症状病原体保有者を含む)の感染期間に接触した者のうち、次の範囲に該当する者。

- ・ 患者(確定例)と同居あるいは長時間の接触(車内、航空機内等を含む)があった者
- ・ 適切な感染防護服無しに患者(確定例)を診察、看護若しくは介護していた者
- ・ 患者(確定例)の気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・ 手で触れることのできる距離(目安として1メートル)で、必要な感染予防策なしで、「患者(確定例)」と15分以上の接触があった者(周辺的环境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断します)

○ これまで学校において濃厚接触者が発生した例

- ・ 友達の家遊びに行き、マスク無しで、一緒に遊んだ、一緒におやつを食べた。
- ・ ペットボトルを回し飲みした。
- ・ 同じ部活動で、長い時間にわたり身体的な接触がある活動をした。 等

○ 濃厚接触者への対応

保健所は、濃厚接触者に対して患者との最終接触日から14日間の不要不急の外出自粛を要請します。

区内在住の濃厚接触者に対しては、台東保健所が健康観察とPCR検査を実施します。毎日の検温と体調不良の有無を確認していただき、発熱等体調不良の時には保健所に連絡するように伝えます。無症状であっても濃厚接触者には原則PCR検査を実施します。

※ PCR検査で陰性であったとしても、2週間の外出自粛の期間は短縮しません。

区外在住の方については、健康観察とPCR検査を状況により実施するよう、自宅住所を管轄する保健所に情報提供及び依頼を実施します。

※ 保健所は、濃厚接触者以外の方について、外出自粛等の行動制限はいたしません。

○ その他の方への対応

本区では、濃厚接触者に該当しない場合でも、感染者と一定程度の時間を共有した児童・生徒を対象に、念のためにPCR検査を実施する場合があります。この場合、陰性であれば、行動制限はありません。

IV 参 考

1 マスクの作成方法等

- ※ 手作りマスクの作成方法（文部科学省）
https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00656.html
- ※ 布製マスクの洗い方の動画（経済産業省、厚生労働省）
<https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200319009/20200319009.html>

2 感染予防等

- ※ 新型コロナウイルス感染症の予防に関わる指導資料（文部科学省）
https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08060506_00001.htm
- ※ 新型コロナウイルス感染予防のために（厚生労働省）
https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/kenkou-iryousoudan.html#2_1
- ※ 家庭内でご注意いただきたいこと～8つのポイント～（厚生労働省）
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000601721.pdf>
- ※ 映像資料「感染症予防のための正しい手洗い方法」（東京都）
https://www.youtube.com/watch?v=lViN9C_BS-0
- ※ 効果が確認された界面活性剤が使われている洗剤のリスト（NITE ウェブサイト）
<https://www.nite.go.jp/information/osirasedetergentlist.html>

3 教育活動の実施等

- ※ 教育活動の実施等に関するQ&A（文部科学省）
https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00032.html
- ※ 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（文部科学省）
https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html
- ※ 旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き（一般社団法人 日本旅行業協会）
https://www.jata-net.or.jp/virus/pdf/2020_domesticsschoolexcursionguide.pdf
- ※ 貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン（貸切バス旅行連絡会）
http://www.jata-net.or.jp/virus/2006_charterbusguideline.html

4 子供たちの「学びの保障」

- ※ 「学びの保障」総合対策パッケージ（文部科学省）
https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/1411020_00004.html
- ※ 子供の学び応援サイト（文部科学省）
https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/index_00001.htm
- ※ 東京ベーシック・ドリル（東京都教育委員会）
https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/school/study_material/improvement/tokyo_basic_drill/